

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日、
翌日とする)

目 次

- ◇規 則 鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則
- ◇訓 令 鳥取県事務改善委員会規程
- ◇告 示 昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正解除予定の保安林
- ” 保安林の指定の解除
- ” ”
- ” 土地改良区の役員の就退任
- ” 土地改良区の清算人の就任
- ” 新たに行なおうとする土地改良事業の認可
- ” 共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約の認可
- ” 土地改良区の定款の変更の認可
- ” 土地の用途廃止

規 則

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十五号

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「九千円」を「一万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日以後に交付決定をする雇用奨励金について適用する。

訓 令

鳥取県訓令第七号

鳥取県事務改善委員会規程を次のように定める。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県事務改善委員会規程

(設置)

第一条 知事の事務部局における事務能率の増進を図るため、鳥取県事務改善委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、事務の機械化その他事務改善に関する事項を調査審議する。

(組織)

第三条 委員会は、委員六人をもって組織する。

2 委員は、企画室長、総務部長、厚生部長、商工労働部長、農林部長及び土木部長の職にある者をもって充てる。

(会長)

第四条 委員会に、会長を置き、委員たる総務部長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。(専門委員)

第六条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員二十人以内を置くことができる。

2 専門委員は、県職員のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第七条 委員会に、幹事二十人以内を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の指揮を受け、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第八条 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会所属の委員、専門委員及び幹事は、会長が指名する。

(資料の提出等の要求)

第九条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して資料の提出を求め、又は意見を聞くことができる。

(雑則)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この訓令は、昭和四十三年五月三十一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百十九号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十三年五月三十一日から施行する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。
別表

- 北海道旭川市 宮城県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県前橋市 同県
- 高崎市 千葉県東葛飾郡 東京都 神奈川県 富山県高岡市 石川県金
- 沢市 同県加賀市 同県愛知郡 福井県三方郡 山梨県中巨摩郡 長野
- 県伊那市 滋賀県 広島県賀茂郡 山口県下松市 愛媛県 佐賀県鳥栖
- 市 長崎県福江市 同県南松浦郡 同県北高来郡 熊本県玉名市 同県
- 荒尾市 大分県 宮崎県 鹿児島県

鳥取県告示第四百二十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字若荷谷字浦山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（

昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字中字山王谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字別所字荒神畑三三六

二 保安林として指定された目的

航行の目標の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字宇谷字浜山八三一の一

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七の七八二

二 保安林として指定された目的
風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定

に基づき、次の土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があったので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

菅野土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	岡本 琢志	岩美郡国府町大字大石
"	野津 親正	"
"	石本 光彦	"
"	谷口 豊	"
"	森原 晃	栃本
"	森原 一郎	上地
"	谷口 茂興	"
"	谷口 雪男	"
"	霜村 鶴松	"
"	中村 長太郎	大石
"	野津 丈実	"
"	霜村 則義	上地
"	清水 義明	栃本

任期満了による退任

就任した役員の名及び住所

理事	岡本 琢志	岩美郡国府町大字大石三八二
"	谷口 雪男	上地二一〇

監事	谷口茂興	四三二の二
"	霜村圭二	九五
"	石本光彦	大石五〇九
"	山本光巖	二九二
"	野津丈実	五〇四
"	霜村則義	上地一五六の二
"	森原一郎	栃本三〇八
"	中村長太郎	上地一七一
"	霜村鶴松	二四〇
"	野津親正	大石三〇三
"	森原晃	栃本二〇二

昭和四十三年三月二十八日通常総会において総選挙の結果当選し三月三十一日就任 任期三年

中海土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	大西雄之進	米子市彦名町七四二番地の二
"	渡部一太郎	大崎二八五番地
"	木村賢	七八〇
"	武良盛	一、八〇八
"	矢倉雨	一、四四三
"	松本美寿	霞津一、八一三
"	山口啓市	一、二〇二
"	矢倉祐二	大崎二、〇一一
"	矢倉虎彦	二、八二〇
"	松本務	霞津五五七

昭和四十三年四月十六日設立認可申請人が選任 任期第一回通常総会まで
 下市駅南土地改良区

理事	石井利夫	西伯郡中山町大字住吉一一二
----	------	---------------

昭和四十三年三月二十三日通常総会において補欠選挙の結果当選し四月一日就任 任期二年

鳥取県告示第四百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

赤松土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

理事	伊沢百伸	西伯郡大山町大字赤松一、三九一
"	伊沢元蔵	一、一四二
"	持田唯雄	一、一八〇
"	伊沢数市	一、二一一
"	足羽茂	一、一七二
"	安達衛	一、五〇八
"	地頭岩吉	一、三四四

昭和四十三年四月九日付解散認可に伴い五月一日就任 任期は清算終了まで

鳥取県告示第四百二十七号

北条川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（暗きよ排水、農道整備及び客土）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十三年五月二十七日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十八号

昭和四十二年十二月二十七日付けで東伯郡関金町大字関金宿一三〇五番地森田和喜雄ほか二十七人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年五月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む）】

四 異議の申出

関金町役場
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、羽合土地改良区の定款の変更を昭和四十三年五月二十四日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年五月三十一日から用途廃止した。
昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
鳥取市吉成字中坪二四〇番ノ一地先	三二・四九	道路敷
字下坪二五四番ノ二地先	四〇・七二	水路敷